

統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について

防火対象物名称の「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有するもの」として選任した統括防火管理者消防 太郎に要件を満たす権限等について下記のとおり付与するものです。

記

1 防火管理上必要な権限の付与

防火対象物の管理について権原を有するものから統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与される。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成及び変更に関する権限
- (2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する権限

2 防火管理上必要な業務

防火対象物の管理について権原を有するものから「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けており、かつ、十分な知識を有しているもの。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成及び変更に関すること
- (2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他避難上必要な施設の管理に関すること
- (4) その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関すること

3 防火管理上必要な事項

防火対象物の管理について権原を有するものから「防火対象物の位置、構造及び設備の状況、その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けており、かつ、十分な知識を有しているもの。

- (1) 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練等の定期的な実施に関すること
- (2) 防火対象物の廊下、階段、避難口等の避難施設の維持管理等に関すること
- (3) 火災、地震等が発生した場合における消火活動、通報及び避難誘導に関すること
- (4) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導等に関すること
- (5) その他防火対象物の全体について防火管理上必要な事項に関すること

【根拠条文】

統括防火管理者の資格・・・消防法施行令第4条

統括防火管理者の要件・・・消防法施行規則第3条の3